

はじめに

ほとんどの親御さんは、「障害年金は手続きが面倒でわかりづらい」というイメージをお持ちです。親同士の集まりでは、「診断書を書いてもらう病院が見つかるまで何軒も断られた」「成育歴を書くのが大変だった」といった苦勞話を耳にしたことがあるかも知れません。

たしかに、障害年金の手続きは、役所に何度も足を運んだり、書類を用意したり、さまざまな準備が必要です。

しかし、お子さんの日常生活状況や就労状況に合わせて、知っておくべきこと、やっておくべきことをあらかじめ整理・理解しておくと、気持ちに余裕をもって手続きを進めることができます。

この本は、障害年金専門の社会保険労務士として約 3,000 件の請求代理をした経験をふまえ、20 歳で障害年金請求を予定している知的障害、発達障害のある子をもつご家族に向けて執筆しました。また、医療・福祉関係の方々や障害年金業務に携わる社会保険労務士にも、支援のご参考になれば幸いです。

はじめに基本的な障害年金制度（第 1 章）を解説しています。続いて、知的・発達障害の認定基準（第 2 章）、就労・就学している場合の対策（第 3 章）、年金請求のしかた（第 4 章）、不服申立について（第 5 章）、年金受給後に知っておきたいこと（第 6 章）という順にまとめました。

忙しくて順番に読む時間がなく「手っ取り早く手続方法だけ知りたい」という方は、第 4 章から読み始め、必要に応じて他の章を確認していただければと思います。

少しでも多くの方がこの本を活用して、手続きをスムーズに終え、障害年金の受給につながれば、筆者にとってこれほど嬉しいことはありません。

令和 6 年 6 月

社会保険労務士・精神保健福祉士 小西一航

目次

◎ 準備はいつから開始すべき？	11
◎ 20歳での請求：支給決定までの流れと スケジュール	12

第1章 「20歳前傷病の障害年金」とは ～知っておきたい基礎知識～

1 障害年金制度のしくみ	16
Ⅰ① 3つの公的年金	16
Ⅰ② 障害基礎年金と障害厚生年金	16
Ⅰ③ ほとんどの傷病が対象	17
Ⅰ④ 請求しないともらえない	18
Ⅰ⑤ 書類審査で決まる	18
Ⅰ⑥ 3つの必須要件とは	19
(ア) 初診日が明確にわかっているか（初診日要件）	19
(イ) 初診日前に年金保険料を一定期間支払っているか （保険料納付要件）	19
(ウ) 障害の状態にあるか（障害状態要件）	21
Ⅰ⑦ 障害年金の請求時期とパターン	22
(ア) 認定日請求（本来請求）	22
(イ) 遡及請求	23
(ウ) 事後重症請求	24

2 障害年金の受給額 26

- I ① 年金支給のしくみ 26
- I ② 障害年金は2階建て 26
- I ③ 障害基礎年金・障害厚生年金の等級と年金額 27
- I ④ 障害年金生活者支援給付金 29

3 「20歳前傷病の障害年金」とは 30

- I ① 「20歳前傷病の障害年金」の対象者 30
- I ② 「20歳前傷病の障害年金」は例外が多い 30

～要件・審査の例外～

- (ア) 初診日特定の要件は厳しくない 30
- (イ) 保険料納付の要件は問われない 31
- (ウ) 障害認定日は2パターン 31
- (エ) 障害認定日の前後3か月の診断書で審査される 32

～給付の例外～

- (オ) 所得額に応じて支給制限がある 33
- (カ) その他の支給制限 34

4 障害年金はいつまで受け取れる？ 35

- I ① 失権 35
- I ② 支給停止 35

5 20歳になったら年金保険料は払うべき？ 37

- I ① 法定免除を選択する場合 38
 - (ア) 納付猶予制度・学生納付特例制度とは 38
 - (イ) 納付猶予・学生納付特例の申請方法 39
- I ② 保険料納付を選択する場合 42

- (ア) 保険料の納付方法 42
- (イ) 保険料が割引される前納制度 43
- (ウ) 老後の年金額を増やせる付加年金制度 43

コラム① 「障害年金の対象とならない精神疾患とは」 44

第2章 障害認定基準と等級判定ガイドライン を知ろう

- 1** 認定基準・認定要領の概要 48
- 2** 知的障害の認定要領 51
- 3** 発達障害の認定要領 54
- 4** 等級判定ガイドラインとは 58
 - I ① ガイドライン策定の経緯 58
 - I ② ガイドラインに沿った障害等級の判定 60
 - (ア) 〔表1〕障害等級の目安 61
 - (イ) 〔表2〕総合評価の際に考慮すべき要素の例 67
- 5** 知的障害や発達障害と他の精神疾患が併存する場合
の考え方、対応のしかた 74
 - I ① 初診日の考え方 74
 - I ② 等級判定について 77
 - (ア) 知的障害と発達障害 78
 - (イ) 知的障害または発達障害と《参考》の一例に記載されている
疾病 79

- (ウ) 知的障害または発達障害と神経症（精神病様態でない）
など 79

コラム② 「障害年金の審査で重視される不適応行動とは」 80

第3章 就労・就学は審査に影響するの？

1 働いていても年金は受け取れる 84

- Ⅰ① 障害者就労を織り込んだ認定要領 84
- Ⅰ② 障害者就労の形態はさまざま 85
 - (ア) 障害者雇用率制度（障害者雇用促進法） 85
 - (イ) 就労系障害福祉サービス（障害者総合支援法） 88
 - (ウ) その他（家業など） 88

2 就労が不利に扱われないための対策 89

- Ⅰ① 審査で重視されるポイント 89
- Ⅰ② 対策（基本編） 91
- Ⅰ③ 対策（発展編） 92

3 就学・教育歴は審査に影響するか 95

- Ⅰ① 高校卒業後の進路状況 95
- Ⅰ② 就学中の障害年金請求 96
- Ⅰ③ 対策（基本編） 96
- Ⅰ④ 対策（発展編） 97
- Ⅰ⑤ 特別支援教育歴がなくても受給できるケース 99

コラム③ 「知的・発達障害の方の就労場面と合理的配慮」 101

第4章 年金請求のしかた

1	成育歴の書き出しから始める	104
Ⅰ①	出生～就学前	104
Ⅰ②	小学校	105
Ⅰ③	中学校・高校	106
Ⅰ④	卒業後～現在	107
2	心理検査結果を整理する	109
Ⅰ○	判定証明書の取得方法	109
3	診断書を作成してもらう医師の探し方	111
4	役所窓口で必要書類を受け取る	113
Ⅰ①	初回相談で準備するもの	113
Ⅰ②	委任状の記入例	113
Ⅰ③	書類の名称と役割	114
5	受診状況等証明書とは	116
Ⅰ①	添付を省略できるケース	119
Ⅰ②	添付が必要なケース	120
6	日常生活状況をまとめよう	121
Ⅰ①	「日常生活状況」資料のポイント	121
Ⅰ②	「日常生活状況」資料のサンプル	130

7	病歴・就労状況等申立書を書いてみよう	132
8	医師に診断書作成を依頼する	140
9	完成した診断書を受け取ったら	142
10	気になる箇所はそのままにしない	147
	Ⅰ① 実際の状況よりも軽い判定項目を把握する	147
	Ⅰ② 医師に判定の理由を聞いてみる	147
	Ⅰ③ 変更があれば医師に診断書を訂正してもらう	148
11	年金請求書を記入する	149
12	年金生活者支援給付金も請求しよう	155
	(ア) 支給要件	155
	(イ) 支給額	155
	(ウ) 請求のタイミング	156
	(エ) 給付開始時期	157
13	請求書類を整えて提出する	158
14	支給決定までの期間	162
15	年金決定通知書・年金証書の見方	166
16	年金はいつから支給される？	168

第5章 不服申立制度について

① 決定に納得ができないときの不服申立制度 172

② 不支給の理由を把握する 174

Ⅰ① 「不支給決定通知書」を確認する 174

Ⅰ② 「認定調書」を取得する 175

③ 審査請求の流れ 180

Ⅰ① 審査請求書の記入例 181

Ⅰ② 審査請求書の送付 184

Ⅰ③ 審査請求の口頭意見陳述（任意） 184

Ⅰ④ 保険者による「処分変更」もある 185

Ⅰ⑤ 審査請求の結果までは3～6か月 185

④ 再審査請求の流れ 186

Ⅰ① 再審査請求書の記入例 187

Ⅰ② 再審査請求書の送付 191

Ⅰ③ 公開審理の案内 191

Ⅰ④ 公開審理の開催 192

Ⅰ⑤ 再審査請求の結果までは2～3か月 193

⑤ 最初からやり直し（再請求）もできる 194

Ⅰ① 事後重症請求が基本 194

- Ⅰ② 受診状況等証明書は省略できる 195
- Ⅰ③ 不服申立制度と同時請求も可能 195

コラム⑤ 「一人暮らしでも認められるケース」 196

第6章 受給開始後に知っておきたいこと

① 国民年金保険料の法定免除制度を 利用するには 200

- Ⅰ① 国民年金被保険者関係届書（申出書）の提出 200
- Ⅰ② 保険料の納付を選択することもできる 202
- Ⅰ③ どっちにするべき？免除と納付 202

② 更新（再認定）の手続きについて 203

- Ⅰ① 障害状態確認届（更新診断書）が届く 203
- Ⅰ② 医師に障害状態確認届の作成を依頼する 203
- Ⅰ③ 完成した障害状態確認届を確認する 204
- Ⅰ④ 障害状態確認届を提出する 204
- Ⅰ⑤ 支給継続・等級変更なしの場合はハガキが届く 204
- Ⅰ⑥ 等級変更や支給停止の場合は封書が届く 205

③ 年金が支給停止になったり、等級が 下がったりしたら 207

- Ⅰ① 支給停止を解除（再開）させる手続き 208
- Ⅰ② 2級から1級に戻す手続き 210

**4 障害状態が重くなったり、身体の障害が
加わったりしたら 211**

- Ⅰ① 1 級へ増額改定の請求 211
- Ⅰ② 身体の障害が加わったら 213

5 新たに子が増えたら 214

6 65 歳になったら 216

7 特別障害者手当や他制度との併給調整 217

Ⅰ① 特別障害者手当 217

- (ア) 対象者 217
- (イ) 手当額と支給月 217
- (ウ) 所得制限 218
- (エ) 障害の程度 218
- (オ) 認定割合 220
- (カ) 申請窓口 220

Ⅰ② 傷病手当金 221

Ⅰ③ 雇用保険の給付 221

Ⅰ④ 生活保護 222

<巻末資料>

① 知的障害の診断書記載例 224

② 発達障害の診断書記載例 228

◎準備はいつから開始すべき？

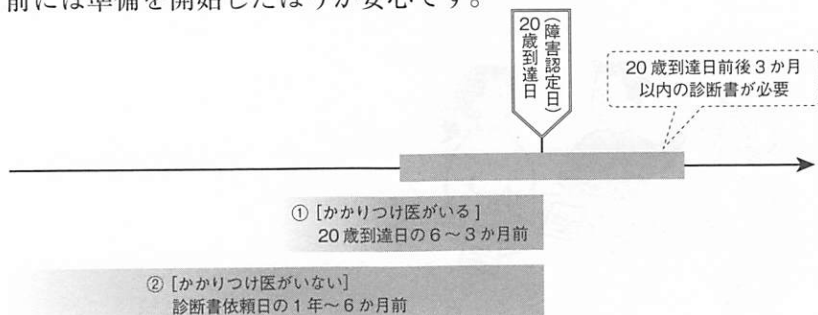
「20歳前傷病による障害年金」の障害認定日（障害の状態を定める日）は、一部（発達障害かつ初診日が18歳6か月より後）を除き20歳到達日（20歳誕生日の前日）になります。この場合、20歳到達日前後3か月以内の症状を記載した診断書を医師に作成してもらうことになります。20歳到達日を基準として、障害年金請求の準備を開始する時期は、かかりつけ医がいる場合といない場合では異なります。

① かかりつけ医がいる場合

かかりつけ医（精神科、小児科等）がいて、医師が障害年金の診断書作成に同意している場合は、20歳到達日の前おおむね6か月～3か月あれば余裕を持って準備が可能です。

② かかりつけ医がない場合

かかりつけ医がない場合、障害年金の診断書を作成してもらう医師を探すことから始めなくてはなりません（[111ページ](#) 診断書を作成してもらう医師の探し方）。また、医師が決まっても予診や心理検査を必要とする場合が多く、20歳到達日の1年～6か月前には準備を開始したほうが安心です。



◎ 20歳での請求：支給決定までの流れとスケジュール



ステップ1 制度の理解と情報収集

- 第1章 「20歳前傷病による障害年金」とは
～知っておきたい基礎知識～
- 第2章 障害認定基準と等級判定ガイドラインを知ろう

ステップ2 必要書類の取得と情報の整理

- 104 ページ 成育歴の書き出しから始める
- 109 ページ 心理検査結果を整理する
- 113 ページ 役所の窓口で必要書類を受け取る

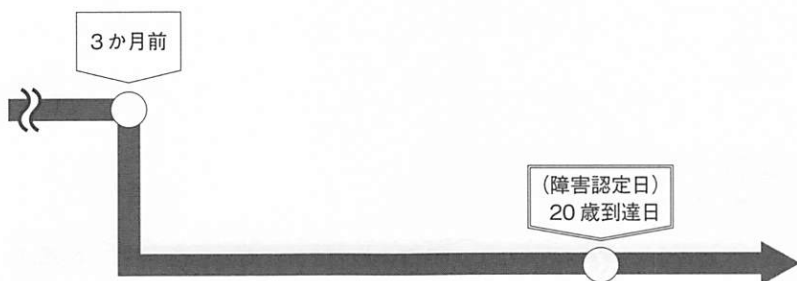
ステップ3 診断書依頼の準備

- 121 ページ 日常生活状況をまとめよう
- 132 ページ 病歴・就労状況等申立書を書いてみよう

＜就労・就学中に請求する場合＞

- 89 ページ 就労が不利に扱われないための対策
- 95 ページ 就学・教育歴は審査に影響するか





ステップ4 医師に診断書を依頼

👉140 ページ 医師に診断書作成を依頼する

ステップ5 診断書の受領後

- 👉142 ページ 完成した診断書を受け取ったら
- 👉147 ページ 気になる箇所はそのままにしない





ステップ6 請求書類の記入と提出

- 149 ページ 年金請求書を記入する
- 155 ページ 年金生活者支援給付金も申請しよう
- 158 ページ 請求書類を整えて提出する

ステップ7 支給決定

- 162 ページ 支給決定までの期間
- 166 ページ 年金決定通知書・年金証書の見方
- 168 ページ 年金はいつから支給される？



第 1 章

「20 歳前傷病の障害年金」とは
～知っておきたい基礎知識～

1 障害年金制度のしくみ

① 3つの公的年金

公的年金と聞くと、老後に受け取れる「老齢年金」を思い浮べる人が多いでしょう。しかし、国の年金制度には、思わぬ事故や病気で障害が残ってしまったときの「障害年金」や一家の働き手が亡くなったときの「遺族年金」もあります。国民が安心して生活するために、人生における3つのリスクに対応した、国が運営する保険制度が公的年金です。

<老後の保障>

65歳から一生涯 ⇒老齢年金

<現役世代を含めた保障>

病気やケガにより、障害が残ったとき ⇒障害年金

一家の働き手が亡くなったとき ⇒遺族年金

② 障害基礎年金と障害厚生年金

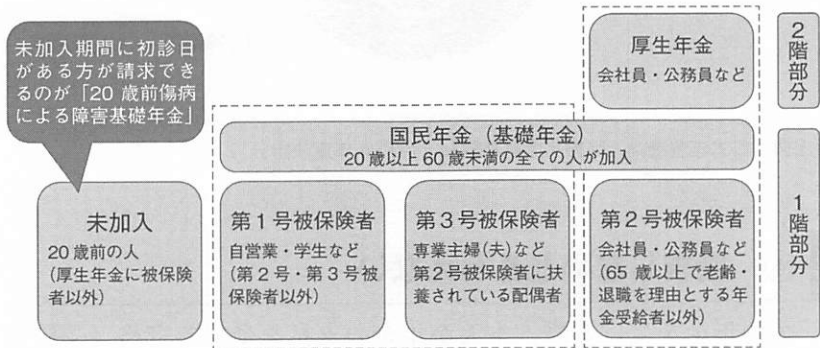
日本に居住している20歳以上60歳未満の方は、国民年金の被保険者（加入者）となります。会社員や公務員など、お勤めをされている方はさらに厚生年金に加入します。

国民年金の第1号・第3号被保険者期間または60歳以上65歳未満で年金制度に加入していない期間に初診日がある方は**障害基礎年金**を、厚生年金の被保険者期間に初診日がある方は**障害厚生年金**

(障害手当金)を請求することができます。

20歳前でお勤めをしていない方は、国民年金、厚生年金どちらの年金にも加入していません。この20歳前の未加入期間に初診日がある方が請求できるのが「20歳前傷病の障害年金」です(図表1-1)。

■図表1-1 20歳前傷病の障害年金

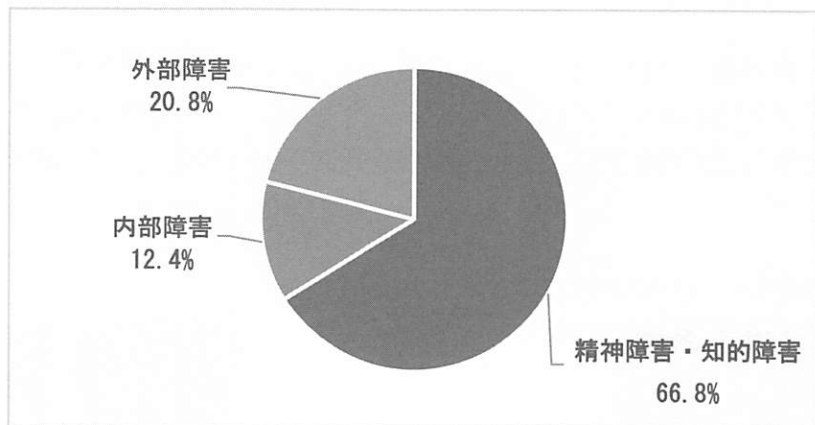


③ ほとんどの傷病が対象

障害年金は、知的障害、発達障害を含め、ほとんどの傷病が対象となります。障害年金は基本的に傷病名ではなく、病気や障害による日常生活や仕事への支障の度合いで判定されます。ただし、精神病水準にないパニック障害、不安障害、強迫性障害、適応障害などのいわゆる神経症やパーソナリティ障害(人格障害)は対象外になります(※44ページコラム①)。20歳前から知的障害、発達障害と診断されている人が、その後に神経症やパーソナリティ障害と診断されたとしても請求や更新(再認定)には影響がありません。

なお、令和4年度に決定された障害年金の診断書種類別割合を見ると、精神障害・知的障害は全体の66.1%を占め、最も多くなっています(図表1-2)。

■図表 1-2 診断書の種類別割合



(出典：日本年金機構、障害年金業務統計（令和4年度決定分）)

④ 請求しないともらえない

公的年金を受ける際、本人が年金の支払を受ける資格（受給資格）があることを申し立てる行為を**請求**といいます。年金を受ける権利には時効があり、5年で消滅します。受給資格があるものの、障害年金の存在を知らずに請求していない方は少なくありません。一定の年齢になると自動的に通知書が届く老齢年金に比べて、もらい忘れていることが多いのが障害年金の特徴です。

⑤ 書類審査で決まる

障害年金の認定審査は、訪問や面談などによる調査はなく、提出された書類だけで支給の要否が決まります。

同じ障害状態の人が2人いたとして、提出書類の内容により、ひとは支給決定、もうひとは不支給ということがあり得ます。

そのため、日常生活への支障や援助の状況などがしっかりと伝わる書類をそろえることが重要です。

⑥ 3つの必須要件とは

(ア) 初診日が明確にわかっているか(初診日要件)

障害年金を受給できるかどうかの審査で、まず大切になるのは、**初診日がはっきりしているか**ということです。

初診日を基準にして納付要件の確認、請求する制度(基礎年金・厚生年金)などが決めます。初診日において、国民年金に加入していた方は「障害基礎年金」、会社員や公務員で社会保険に加入していた方は「障害厚生年金」、20歳未満で社会保険に加入していなかった方は「20歳前傷病の障害年金」を請求します。

初診日とは、その傷病(病気やケガ)ではじめて医師または歯科医師の診療を受けた日で、治療行為や療養に関する指示があった日です。

精神障害では、病名を問わず、メンタル不調ではじめてかかった医療機関が初診となります。現在の傷病名と異なったり、診断名がつかなかったりする場合も含まれます。

初診は精神科や心療内科でかかることが多いですが、その手前で他科(内科や小児科など)にかかっていた場合は、他科にかかった日が初診日と認められることもあります。

(イ) 初診日前に年金保険料を一定期間支払っているか(保険料納付要件)

障害年金は簡単にいうと、日本在住者の現役世代全員が加入する保険です。そのため、初診日の前日時点で、国民年金などの公的年金の保険料を支払っているかどうか審査されます。

例えば、自動車をガレージの壁に擦ってしまった後に慌てて自動車保険に入っても、その修理について保険が下りないのと同じ考え方です。

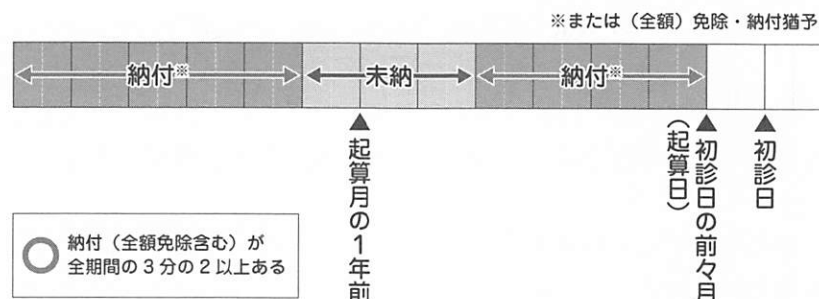
保険料を支払っていると認められるには、以下の①または②の条件を満たす必要があります。

① 年金保険料を3分の2以上納めていること

障害年金を受給するには、初診日の前日において、初診日を含む月の前々月までの被保険者期間のうち年金保険料を3分の2以上納付していると、納付要件を満たすことができます（図表1-3）。

年金保険料の全額免除・納付猶予をされていた期間もこれに含まれます。

■図表1-3 3分の2以上の納付



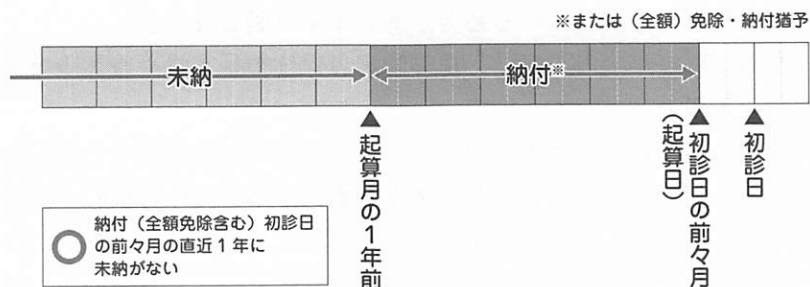
② 初診日を含む月の前々月までの直近1年間に年金保険料の未納がないこと

3分の2以上納付の条件を満たしていない場合は、特例があります。

初診日の前日において、初診日を含む月の前々月までの直近1年間の被保険者期間に年金保険料の未納がないという条件が整っていれば、障害年金の支給要件を満たすことができます（図表1-4）。

この特例は初診日が令和8年4月1日前で、かつ初診日の年齢が65歳未満の場合に限られます。

■図表 1-4 直近 1 年間に保険料の未納がない



なお、20歳前の年金制度に加入していない期間に初診日がある場合は、納付要件は問われずに「20歳前傷病の障害年金」を請求できます。

（ウ） 障害の状態にあるか（障害状態要件）

障害年金は、請求時に障害の状態にあると判断されなければ、支

■図表 1-5 等級と障害の程度

年金制度	等級	障害の程度
国民年金 厚生年金	1 級	他人の介助を受けなければ日常生活のことがほとんどできないほどの障害の状態です。例えば、身の回りのことはかろうじてできるものの、それ以上の活動はできない方（または行うことを制限されている方）です。
	2 級	必ずしも他人の助けを借りる必要はなくても、日常生活は極めて困難で、労働によって収入を得ることができないほどの障害です。例えば、家庭内で軽食を作るなどの軽い活動はできても、それ以上重い活動はできない方（または行うことを制限されている方）です。
厚生年金のみ	3 級	労働が著しい制限を受ける、または、労働に著しい制限を加えることを必要とするような状態です。日常生活にはほとんど支障はないが、労働については制限がある方です。

給の対象になりません。障害の状態と認められるには、定められた障害の程度に該当している必要があります（図表1-5）。

なお、障害年金の等級は、精神障害者保健福祉手帳や身体障害者手帳の等級とは異なるものです。

認定の程度にあてはまるかどうかは、主に医師が記載した診断書によって判断がなされますが、請求者本人が申し立てる病歴や就労歴なども併せて審査されます。

また、医師と本人の申立てに相違があるとみなされた場合は、カルテの写しの提出を求められたり、医師に意見を求められたりすることもあります。

⑦ 障害年金の請求時期とパターン

障害年金の請求方法は主に、認定日請求（本来請求）、遡及請求、事後重症請求の3パターンがあります。どれを選択するかは、請求時期や障害認定日の障害の程度によります。

障害認定日とは障害の程度を定める日のことです。障害年金が請求できるのは、障害認定日以降になります。

障害認定日は、原則として次のいずれかです。

- ① （原則）初診日から1年6か月経過した日
- ② （例外）①の日までの傷病が治った（障害、症状が固定した）日
- ③ （20歳前傷病による障害年金）20歳到達日（誕生日の前日）

※ 20歳到達日以降に①または②がある場合は、①または②の日が障害認定日になります。

（ア）認定日請求（本来請求）

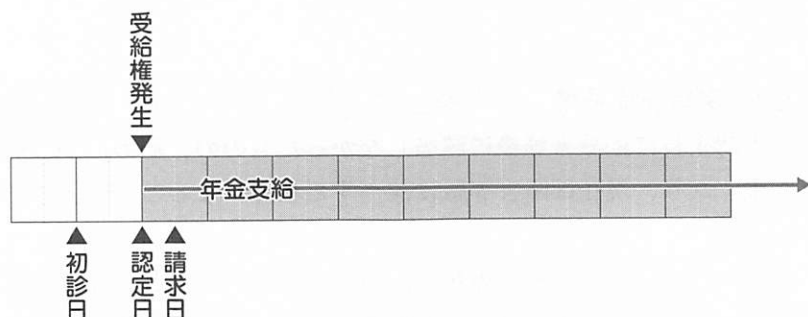
認定日請求とは、障害認定日を起点として1年以内に行う請求のことで、「本来請求」ともいいます。提出する診断書は1枚で、認

定日以後3か月以内の症状を記載した診断書を提出します。

20歳前に初診日がある場合は、認定日前後3か月以内の症状を記載した診断書を提出することになっています。

認定日請求が認められると、障害年金の受給権は、障害認定日の属する月に発生し、年金はその翌月分から支給されます（図表1-6）。

■図表1-6 認定日請求（本来請求）



（イ）遡及請求

遡及請求とは、認定日から1年を過ぎてからの請求のことです。提出する診断書は2枚で、1枚は認定日請求と同じく認定日以後3か月以内^(※)の症状を記載した診断書を提出します（※20歳前に初診日がある場合は、認定日前後3か月以内となります）。

もう1枚は提出日（請求日）の前3か月以内の診断書を提出します。

遡及請求が認められると、障害年金の受給権は、障害認定日の属する月に遡って発生します。ただし、年金受給の時効は5年なので、受け取れる年金は直近5年分までです（図表1-7）。

■図表 1-7 遡及請求（時効あり）



(ウ) 事後重症請求

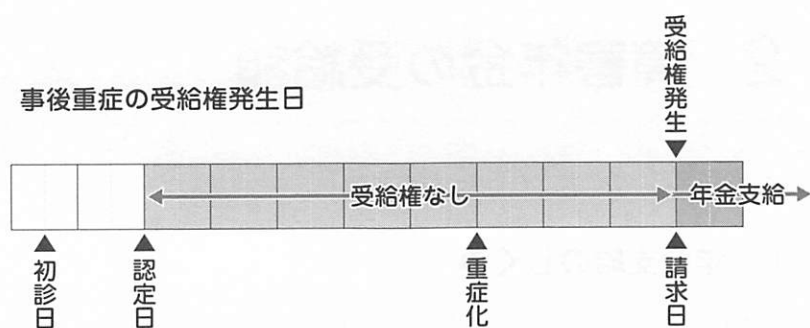
障害認定日には障害等級に該当しなかったものの、その後から症状が重くなり、現在は障害等級に該当する状態になることがあります。

また、障害認定日に障害等級に該当していなかったという理由以外にも、事後重症請求を行うことがあります。例えば、障害認定日に障害年金の存在を知らなかった、一時的に回復するなどして医療機関を受診していなかった、カルテが廃棄されており、診断書を記載してもらうことができなかったときなどです。

事後重症請求で提出する診断書は、提出日（請求日）の前3か月以内の診断書のみです。

事後重症請求が認められると、障害年金の受給権は、請求日の属する月に発生し、年金はその翌月分から支給されます（図表 1-8）。

■図表 1-8 事後重症請求



2 障害年金の受給額

① 年金支給のしくみ

障害年金は文字通り年額で決められます。年金額は勤労者の賃金や物価に連動して毎年4月に改定されます。

実際の支給は、2か月ごと（原則、偶数月の15日）に、受給者が指定する金融機関の口座へ、その前月までの2か月分の年金が振り込まれます。ただし、障害年金の決定後、最初の支給日は奇数月の15日になることがあります。

なお、15日が土曜日、日曜日または祝日のときは、その直前の平日となります。

② 障害年金は2階建て

公的年金は2階建ての制度で、1階部分が基礎年金（国民年金）、2階部分が厚生年金となっています。

障害年金も同じように障害基礎年金と障害厚生年金に分かれています。

年金の1階部分にあたる障害基礎年金は、等級の重い順に1級と2級、2階部分の障害厚生年金は1級から3級まであります。障害厚生年金の1級または2級は、障害基礎年金も併せた2階建てで支給されます（図表1-9）。

■ 著者略歴

小西一航 (こにし いっこう)

社会保険労務士・精神保健福祉士

さがみ社会保険労務士法人 代表社員

旅行会社勤務を経て、平成28年に障害年金専門の社会保険労務士事務所を開設。全国から寄せられる障害年金に関する相談に対応している。現在までの請求代理件数は精神障害、知的障害を中心に約3,000件。

また、「受け取るべき人が、あたりまえに受け取れる障害年金制度の実現を目指す」をモットーにWebや「親なきあと」セミナーでの情報発信にも注力している。

さがみ社会保険労務士法人

ホームページ <https://www.sagami-nenkin.com>

知的障害・発達障害のある子が
大人になる前に知っておきたい

20歳前傷病の障害年金
しくみと請求のしかた

令和6年7月20日 初版発行



日本法令®

検印省略

〒101-0032

東京都千代田区岩本町1丁目2番19号

<https://www.horei.co.jp/>

著者 小西一航
発行者 青木 鈺太
編集者 岩倉 春光
印刷所 日本ハイコム
製本所 国宝社

(営業) TEL 03-6858-6967

Eメール syuppan@horei.co.jp

(通販) TEL 03-6858-6966

Eメール book.order@horei.co.jp

(編集) FAX 03-6858-6957

Eメール tankoubon@horei.co.jp

(オンラインショップ) <https://www.horei.co.jp/iec/>

(お詫びと訂正) <https://www.horei.co.jp/book/owabi.shtml>

(書籍の追加情報) <https://www.horei.co.jp/book/osirasebook.shtml>

※万一、本書の内容に誤記等が判明した場合には、上記「お詫びと訂正」に最新情報を掲載しております。ホームページに掲載されていない内容につきましては、FAXまたはEメールで編集までお問合せください。

・乱丁、落丁本は直接弊社出版部へお送りくださればお取替えいたします。

・**JCOPY** (出版者著作権管理機構 委託出版物)

本書の無断複製は著作権法上での例外を除き禁じられています。複製される場合は、そのつど事前に、出版者著作権管理機構 (電話 03-5244-5088、FAX 03-5244-5089、e-mail: info@jcopy.or.jp) の許諾を得てください。また、本書を代行業者等の第三者に依頼してスキャンやデジタル化することは、たとえ個人や家庭内での利用であっても一切認められておりません。

© I. Konishi 2024. Printed in JAPAN

ISBN 978-4-539-73053-9